令和８年度

各区土木センター産業廃棄物収集運搬・処分業務
仕様書

札幌市

1　業務名

各区土木センター産業廃棄物収集運搬・処分業務

2　業務内容

各区土木センター内に一時保管する産業廃棄物について、関係諸法令に基づき、収集、運搬及び処分を行う。なお、収集する一時保管場所ごとに次の写真を撮影すること。

・積込み前の保管状況が分かる写真
・積込み後の運搬車両の写真
・積込み後の一時保管場所の写真

3　収集場所（各区土木センター）と連絡先　※中央区土木センターは収集場所無し

区	所　　在	電　話	ＦＡＸ
北	北区太平12条2丁目1番7号	771-4211	772-3138
東	東区北33条東18丁目1番6号	781-3521	784-6418
白石	白石区本通14丁目南5番32号	864-8125	864-4530
厚別	厚別区厚別町下野幌45番地39	897-3800	897-3856
豊平	豊平区西岡3条1丁目8番20号	851-1681	854-4217
清田	清田区平岡2条4丁目1番40号	888-2800	884-6474
南	南区南31条西8丁目2番5号	581-3811	582-2916
西	西区西野290番地10	667-3201	667-3238
手稲	手稲区曙5条5丁目2番1号	681-4011	681-4937

4　履行期間

契約締結の日から令和９年（2027年）３月31日まで。

収集作業日及び収集場所は、札幌市建設局道路管理課（以下「委託者」という。）からの依頼に応じて、その都度、打ち合わせのうえ決定すること。

5　業務の対象となる産業廃棄物の種類

(1)　廃プラスチック類
(2)　金属くず
(3)　ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
(4)　混合廃棄物（上記（1）から（3）を２種類以上含むもの）

6　予定排出量

上記５（1）から（4）合わせて27,400kgを予定。ただし、この重量を保証するものではない。

＜主な排出物＞

タイヤ（ホイール付き含む）・小型家電製品・プラスチック製品

その他複合製品（応接ソファー、パイプ椅子等）

※　家電リサイクル法に定めるリサイクル対象品（家電４品目）は対象外。

7　産業廃棄物管理票（マニフェスト）

排出する区ごとの産業廃棄物管理票（マニフェスト）に必要事項を記入のうえ、関係法令に基づき、廃棄物が適正処分されたことを各区土木センター担当者に報告すること。

なお、産業廃棄物管理票は受託者が用意すること。

8　業務報告

業務が完了したときは、速やかに下記のとおり必要な書類を委託者に提出すること。

なお、３月に業務を履行した場合は31日までに提出すること。

(1)　業務完了届（様式１）

(2)　業務完了届内訳書（様式２）

廃棄物の搬出量が確認できる書類（計量伝票等の簡易なもので可）を添付すること。

(3)　作業時に撮影した写真

(4)　その他必要に応じて委託者が指示するもの

9　その他

(1)　業務履行にあたり、本市が管理する施設の維持管理に支障を及ぼさないこと。

(2)　本委託業務に関して行う市職員の指示に従うこと。

(3)　飲酒運転、過積載その他道路交通法(昭和35年法律第105号)に違反する自動車運転を決して行わないこと。また、車両の運転をする際はエコドライブを心がけること。

(4)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をはじめ関係法令、条例その他規程を遵守すること。

(5)　契約書及びこの仕様書に定めのない事項は、市及び受託者で協議するものとする。

役務－第９号様式　完了届　　様式１

完　了　届

年　　月　　日

（あて先）札幌市長

住　　所
商号又は名称
職　・　氏　名　　印

名　称　　各区土木センター産業廃棄物収集運搬・処分業務

上記役務は、　　年　　月　　日に完了したのでお届けします。
（なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。）

備考　札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

受付	年　　月　　日	完了を確認した職員	印

課　長	係　長	係

年　　月　　日上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、　　年　　月　　日に検査を実施してよろしいか。

検査員　　職　　氏　名

立会人　　職　　氏　名

備考　立会人を省略する場合は、伺分の「及び立会人」と「立会人　職　氏名」の部分に二重線を用いて使用すること

様式2　業務完了届内訳書

各区土木センター産業廃棄物収集運搬・処分業務

作業日	収集区	収集時間	処分完了日	作業日ごとにまとめて記載 廃棄物排出量
合計				